

第96回



## セクシュアル・ハラスメント30年 —何がどう変わったのか—

・日 時・ 2018年11月30日（金）13：00～14：30

・場 所・ 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

・講 師・ 石元 清英（社会学部教授）

セクシュアル・ハラスメントという言葉が日本に紹介されたのは1989年であるが、その年には福岡県でセクシュアル・ハラスメントの被害を訴える日本初の民事訴訟が始まるとともに、全国各地で被害を告発する声があがった。いうまでもないが、1989年以前に日本にセクシュアル・ハラスメントの被害がなかったわけではない。上司などからの性被害に苦しむ女性は数多くいたのだが、被害者たちはそんな上司の下で働くことになった個人的な不運と、諦めていたにすぎないので。それがセクシュアル・ハラスメントという言葉の登場によって、自分の被害が個人的な不運などではなく、職場の問題、ひいては社会の問題であることが見えてきたのである。このように、新しい言葉の登場によって、その被害の実態が顕在化したのだ。

セクシュアル・ハラスメントという言葉の登場から30年になろうとしている2018年、あきれ返るような事態が出来た。テレビ朝日の女性記者によるセクハラ告発に対する官僚と政治家たちの対応である。

財務省の福田淳一・前事務次官のセクハラ問題をめぐり、財務省が被害女性に対して、同省の顧問弁護士に名乗り出るように求めたり、同省の矢野康治官房長が衆院財務金融委員会で「被害者が（財務省の顧問）弁護士に名乗り出ることがそんなに苦痛なのか」と答弁した。そして、麻生太郎財務相が「はめられて訴えられているんじゃないか」と発言したり、自民党の下村博文・元文部科学相が「隠しテープでとって、週刊誌に売るってこと自体がある意味で犯罪だ」と講演で述べた。さらに麻生財務相は「男の番（記者）に替えればいい」と発言したという。これらの官僚や政治家たちの言動から読み取れるのは、セクシュアル・ハラスメントが被害者的人格を傷つける人権侵害にはかならないという認識がまったく欠けていることである。

この30年、官庁や企業、学校では、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の設置や被害者救済システムの確立など、セクシュアル・ハラスメント防止のための体制が整えられてきた。本講座では、セクシュアル・ハラスメント30年の現在、何がどう問題であるのか、考えたい。

\* \* \*

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。  
手話通訳が必要な場合は、11月15日(木)までに人権問題研究室へご連絡ください。



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>